

事 務 連 絡

平成20年4月28日

各 位

小野市 地域振興部長

農用地区域の変更（除外・用途変更）の申請の受付について

陽春の候、貴殿におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、小野市の農政にご理解、ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、下記のとおり申請書の受付を行いますので、通知いたします。

なお、申請にあたっては、同封の注意事項を遵守下さるようお願いいたします。

記

1. 受付期間 平成20年5月14日（水）～5月27日（火）
（土・日曜日は除きます。期間厳守でお願いします。）
2. 受付場所 小野市役所 地域振興部 産業課 農業振興係（市役所西庁舎2階）
3. 提出部数 1部
4. その他 利用目的が農業用倉庫等の農業用施設の場合は、農用地区域から除外せずに、「農用地」から「農業用施設用地」への用途区分の変更で対応します（申請書の様式が、農用地区域の除外とは異なりますので、ご注意ください）。申請書の用紙が必要でしたら、ご連絡ください。
5. 連絡先 小野市役所 地域振興部 産業課 農業振興係 担当：時本
電話（0794）63-1928

申請時の注意事項

- ① 申請書の作成に入る前に、申請地の代替地（農用地施設に含まれない土地）がないか、もう一度検討して頂くよう、お願い致します。
- ② 申請書の提出期限は、必ず守って下さい。
- ③ 申請書様式の「申請理由書」に記入する場合は、できる限り具体的に記入して下さい。
- ④ 第三者に申請手続きを委任される場合は、必ず委任状を添付して下さい。
- ⑤ 申請書の提出については、申請者あるいは申請代理者が、直接、地域振興部産業課まで提出して下さい。
- ⑥ 申請に係る開発行為について、申請書の提出前に「小野市地域振興部まちづくり課」で、「都市計画法」「小野市開発指導要綱」などの開発関係法令上、許可及び届出を必要とする開発かどうか確認をして下さい。
そして、許可を要する場合、その開発行為の内容が、関係法令上の許可要件を満たす要件なのか相談して頂くとともに、その許可要件となる法的根拠を聞いて下さい。
- ⑦ 申請にかかる農地の転用行為について、申請書の提出前に「小野市農業委員会」で「農地法」上、転用の許可要件を満たすことのできる内容なのか相談して頂くとともに、その許可要件となる法的根拠を聞いて下さい。